

求職者支援訓練コース案内

【11月開講】 【実践コース】

【介護福祉士実務者養成科】



訓練番号 4-30-40-02-05-0082

訓練実施機関名 株式会社ミレ・クリエーション

訓練期間	平成30年11月21日(水) ~ 平成31年5月20日(月)		土日祝日の訓練の有無	無
訓練時間	9:40 ~ 16:10			
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、新しい資格制度に対応した、介護福祉士実務者研修修了を目指します。			
訓練対象者の条件	特になし			
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】			
定員	25名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。		

募集期間	平成30年9月19日(水) ~ 平成30年10月18日(木) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、10月17日(水)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	「随時可能(9:30~17:00)です。事前にお問い合わせください。」
調整期間(※)	平成30年10月23日(火) ~ 平成30年10月25日(木)		
受講申込書提出場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多借成ビル8F		
選考試験実施日	平成30年10月30日(火)	選考結果発送日	平成30年11月5日(月)
選考試験実施場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多借成ビル8F		
選考方法	作文による志望動機及び面接	持参する物	筆記用具

※ 申込をした訓練コースが、募集期間終了後に中止となった場合に限り、他の訓練コースに申込みができる期間です。詳しくは、住所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

訓練実施施設名	ミレ・ジョブカレッジ博多駅前校		
訓練実施施設の所在地	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号 博多借成ビル8F		
電話番号(お問い合わせ先)	092-292-7218	お問い合わせ担当者	高橋、外平
駐車場の有無、台数及び料金	無	最寄駅等	JR博多駅 市営地下鉄博多駅
駐輪場の有無、台数及び料金	無		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)

ミレ・ジョブカレッジで実践的な介護技術に加え、介護コミュニケーションを身に付けてあなたに合った福祉業界のお仕事を見つけましょう！
まずは、お気軽にお電話ください。随時、ご見学を受け付けております。

【留意点】
※介護福祉士実務者研修修了証明書は介護福祉士の国家試験の合格を保証するものではありません。介護福祉士国家試験の受験資格要件の1つです。

※ 企業実習時の訓練時間は、通常訓練時間と異なります。

実習施設の都合により、若干変更の可能性があります。

訓練カリキュラム

訓練実施機関名： 株式会社ミレ・クリエーション

訓練目標 (仕上がり像)		介護事業所において利用者の状況に応じた生活支援や介護ができる							
訓練修了後に取得 できる資格		名称(介護福祉士実務者研修修了証) 認定機関(株式会社ミレ・クリエーション)				任意受験			
		名称() 認定機関()				任意受験			
訓練概要		利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、新しい資格制度に対応した、介護福祉士実務者研修修了を目指します。							
訓練 内容	科目		科目の内容				訓練時間		
	入校式等	入校式・オリエンテーション(2H)・修了式(2H)							
	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立 ●総括(法定講習以外)					5時間		
	社会の理解 I	介護保険制度 ●総括(法定講習以外)					1時間		
	社会の理解 II	生活と福祉、社会保障制度、障害者自立支援制度、介護実践に関する諸制度					5時間		
	介護の基本 I	介護福祉士制度、尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開、介護福祉士の倫理					1時間		
	介護の基本 II	介護を必要とする人の生活の理解と支援、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職員の健康管理と労働法規・感染症予防・安全対策(安全衛生2h)					30時間		
	コミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション技術、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション ●総括(法定講習以外)					10時間		
	生活支援技術 I	介護におけるコミュニケーション技術、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション ●総括(法定講習以外)					20時間		
	介護過程 I	生活支援とICF、ボディメカニクスの活用、介護技術の基本(移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助)、環境整備、福祉用具活用の視点 ●総括(法定講習以外)					4時間		
	介護過程 II	介護過程の基礎的知識、介護過程の展開、介護過程とチームアプローチ					20時間		
	発達と老化の理解 I	利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況)における事例、事例における介護過程の展開、観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携考察 ●総括(法定講習以外)					25時間		
	発達と老化の理解 II	老化に伴う心の変化と日常生活への影響、老化に伴うからだの変化と日常生活への影響					3時間		
	認知症の理解 I	人間の成長・発達、老年期の発達・成熟と心理、高齢者に多い症状・疾病と留意点					10時間		
	認知症の理解 II	認知症ケアの理念、認知症による生活障害、心理・行動の特徴、認知症の人とのかわり・支援の基本					20時間		
	障害の理解 I	医学的側面から見た認知症の理解、認知症の人や家族への支援の実際					10時間		
	障害の理解 II	障害者福祉の理念、障害による生活障害、心理・行動の特徴、障害児や家族へのかかわり・支援の基本					10時間		
	こころとからだのしくみ I	医学的側面から見た障害の理解、障害児への支援の実際					20時間		
	こころとからだのしくみ II	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔) ●総括(法定講習以外)					20時間		
	医療的ケア	高齢者に多い病状とからだのしくみ、睡眠のしくみ					4時間		
認知症実践事例	医療的ケア実施を安全・適切に実施する為に必要な知識					24時間			
実習事前講習	認知症の症例別の事例に対する対処					3時間			
就職支援	実習前オリエンテーション(実習での注意事項)					6時間			
実技	履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブ・カード作成支援、面接のやり方・ロールプレイング					18時間			
生活支援技術 II(実技)	利用者の心身に合わせた介護、福祉用具の活用、環境整備(入浴・清潔保持・家事援助・移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、睡眠、終末期の介護)					30時間			
介護過程 III(実技)	実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得するための実技及び介護技術の評価 ●総括(法定講習以外)					45時間			
こころとからだのしくみ II(実技)	人間の心理、人体の構造と機能、身体の仕組み、心理・認知機能を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携					3時間			
医療的ケア(実技)	医療的ケア実施の基礎演習、喀痰吸引演習、経管栄養演習、救急蘇生法の実技演習、シミュレーターによる演習(12H)					36時間			
企業実習	実施しない	✓	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。			88時間		
職場見学、職場体験、職業人講話	【職業人講話】テーマ:介護人材に対する現状と取り組みについて 【講師】未定						3時間		
訓練時間総合計	610時間	学科	357時間	実技	162時間	企業実習	88時間	職場見学等	3時間
受講者の負担する費用	教科書代		14,040円				合計	14,240円	
	その他(人工呼吸用マスク)		200円						
	備考(※健康診断費用、企業実習交通費、補講費用代が別途発生)								
受講生の負担する費用の注意点	※法定講習補講費用1200円/1H ※健康診断費用(実費、3000円～5000円程度) ※実技服・エプロン～あるもので可(規定あり) ※企業実習期間の交通費実費負担 ※受講決定後11月14日までに受講辞退のご連絡のない場合は教科書代(14,040円)をご負担いただきます。								
備考	※ 金額は、すべて税込みです。								

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
 - ③ 労働の意思と能力があること
 - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- * 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。



(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。